

4月学習会へのご案内 第26回「資本論を読む会」は

DAS KAPITAL



今回は
第6節

英国
の工場
立法

日時：2021年4月30日（金）
午後6時30分からオンライン開催。
今回は「第8章 労働日 第6節
標準労働日のための闘争 …イギリスの工場立法」（岩波文庫(二)174P）
からです

3月の「資本論を読む会」には、また新人1人が初参加、10人で「第5節 標準労働日のための闘争 14世紀-17世紀末にいたる労働日延長のための強制法」を読み合わせて討論しました。

この節では、「人新世の資本論」（齊藤幸平著）でも紹介された「後は野となれ山となれ…」(159p)の有名な文句も登場。イギリスで産業革命が起こる前、労働者が勤勉に働くことを強制するために「救貧院という恐怖の館」を利用するに至った頃までのことを勉強しました。「当時の

労働者はのんびり働いていた」というレポーターの感想に対して、「そういう発想が資本家的…」
「マルクスの悪文、翻訳家の悪訳」(?)云々と、少し賑やかな疑論にも…。

次回もリモートで開催します。現役の方が参加しやすいように開催時間は6時30分からです。
これから参加したいという方には「招待状」を出します。気軽に参加して下さい。

☆「資本論を読む会」のこれまでの資料は下記ホームページでご覧になれます。

◎ <http://socialistho.cafe.coocan.jp/>「資本論を読む会」オープン・コーナーにあります。

パスワードは不要で閲覧できます。

レポーターから -anak

第8章 労働日 第5節 標準労働日のための闘争。

14世紀中葉より17世紀末にいたる労働日延長のための強制法 (要点紹介)

- 労働日は24時間から、それなくしては労働力が絶対に再度の用をなさなくなる僅かな休息時間を、差し引いたものである。労働者は、労働力以外の何ものでもない。彼の処分しうるすべての時間は、自然的にも法的にも労働時間であり、したがって、資本の自己増殖のためのものである。
- 資本は、労働力の寿命を問題にしない。資本主義的生産は、労働力そのものの早すぎる消耗と死滅とを生産している。ゆえに資本はそれ自身の利害によって、一つの標準労働日を設定しなければならなくなっているかに見える。→ここから「後は野となれ山となれ…」(資本家の標語)が出てきます。(数百年の歴史)
- 標準労働日の確定は、資本家と労働者とのあいだの、数百年の闘争の結果である。現代のイギリスの工場立法を、14世紀から18世紀中葉に至るまでのイギリスの諸労働法規と比較せよ。近代の工場法は、労働日を強制的に短縮するのに、かの諸法規は、それを強制的に延長しようと努めている。(労働日延長のための諸法令) ※要するに当時の労働者はのんびり働いていた？
- 最初の「労働者法令」(エドワード三世治下の第23年の法令、1349年)。その直接の口実は、ペストの大流行…人口を激減させた。1496年(ヘンリー七世治下)の法令によっても繰り返された。
- 当時の労働日は…朝5時から晩の7時と8時の間まで…朝食1時間、昼食1時間半、間食が半時間(=現行の工場法の場合の二倍)
 - ・1562年のエリザベス朝の法令は…休憩時間を夏2時間半、冬2時間、昼食1時間、半時間の午睡…(労働者に対する非難と擁護) 働かせるために「救貧院という恐怖の館に」
 - ・ポスルスウエイト(労働者を擁護する側)…フランス人が5日か6日で果たす労働を、(イギリス人は)4日で果たす。我が労働者のすぐれた創意、精力、熟練云々。
 - ・「産業および商業…」の著者(匿名。非難する側)…民衆を勇気づけることは、特別に危険である。
- 受救貧民を「理想的な救貧院に閉じ込めるという特別手段を提案する。」「恐怖の家に」
ここでは毎日14時間、正味12時間の労働が行われる。

